

学 則

法務省告示校

仙台ランゲージスクール日本語科

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1丁目14-32

TEL 022-266-8181 FAX 022-266-8182

仙台ランゲージスクール日本語科学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、合わせて人材の育成を行い、相互理解を深め、以て国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本学は、仙台ランゲージスクール日本語科と称する。

(位置)

第 3 条 本学は、宮城県仙台市青葉区一番町1丁目14番32号に置く。

第 2 章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間、収容定員)

第 4 条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	設置コース (修業期間)	授業時間	授業時間帯	始期及び終期	収容定員	クラス数
第 一 部	進学コース (2 年)	1536時間	9:00~12:10	毎年 4/1 ~ 翌々年 3/31	120名	6クラス
	進学コース (1 年 9 ヶ月)	1344時間	9:00~12:10	毎年 7/1 ~ 翌々年 3/31	40名	2クラス
	進学コース (1 年 6 ヶ月)	1152時間	9:00~12:10	毎年 10/1 ~ 翌々年 3/31	40名	2クラス
	進学コース (1 年 3 ヶ月)	960時間	9:00~12:10	毎年 1/1 ~ 翌年 3/31	20名	1クラス

	設置コース (修業期間)	授業時間	授業時間帯	始期及び終期	収容定員	クラス数
第 二 部	進学コース (2年)	1536時間	13:30~16:40	毎年4/1~ 翌々年3/31	120名	6クラス
	進学コース (1年9ヶ月)	1344時間	13:30~16:40	毎年7/1~ 翌々年3/31	40名	2クラス
	進学コース (1年6ヶ月)	1152時間	13:30~16:40	毎年10/1~ 翌々年3/31	40名	2クラス
	進学コース (1年3ヶ月)	960時間	13:30~16:40	毎年1/1~ 翌年3/31	20名	1クラス

目 的 進学コース・・・大学や専門学校等への進学準備のため。

(始期・終期)

第 5 条 本学の各コースは、4月・7月・10月・1月に始まり毎年3月に終わる。

1 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- | | | |
|----------|---------|----------|
| (1) 第一学期 | 4月1日から | 6月30日まで |
| (2) 第二学期 | 7月1日から | 9月30日まで |
| (3) 第三学期 | 10月1日から | 12月31日まで |
| (4) 第四学期 | 1月1日から | 3月31日まで |

(休業日)

第 6 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏期休業（8月9日から8月16日まで）
- (4) 冬期休業（12月27日から1月5日まで）
- (5) 春期休業（3月26日から4月5日まで）

上記日程は年度により変更することがある。

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第 7 条 授業の終始時刻は、校長が定める。

原則として、第一部を9時から12時10分まで、第二部を13時30分から16時40分までとする。

第 3 章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第 8 条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただしここにいう一授業時間数とは、45分とする。

(1) 進学2年コース

授業科目	内 容 (数字は週あたり時間数)	1日あたり 授業時間	授業 日数
初 級 I II III	漢字－5 文字語彙－5 文法－8 作文－2	4 時間	1 4 4 日
初 中 級	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4 時間	4 8 日
中 級 I	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4 時間	4 8 日
中 級 II	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4 時間	4 8 日
中 上 級	漢字－5 文字語彙－5 文法－2 討論－2 読解－2 聴解－2 生教材－2	4 時間	4 8 日
上 級	漢字－5 文字語彙－5 文法－2 討論－2 読解－2 聴解－2 生教材－2	4 時間	4 8 日

(2) 進学1年9ヶ月コース

授業科目	内 容 (数字は週あたり時間数)	1日あたり 授業時間	授業 日数
初 級 I II III	漢字－5 文字語彙－5 文法－8 作文－2	4 時間	1 4 4 日
初 中 級	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4 時間	4 8 日
中 級 I	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4 時間	4 8 日
中 級 II	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4 時間	4 8 日
中 上 級	漢字－5 文字語彙－5 文法－2 討論－2 読解－2 聴解－2 生教材－2	4 時間	4 8 日

(3) 進学1年6ヶ月コース

授業科目	内容 (数字は週あたり時間数)	1日あたり 授業時間	授業 日数
初 級 I II III	漢字－5 文字語彙－5 文法－8 作文－2	4時間	144日
初 中 級	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4時間	48日
中 級 I	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4時間	48日
中 級 II	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4時間	48日

(4) 進学1年3ヶ月コース

授業科目	内容 (数字は週あたり時間数)	1日あたり 授業時間	授業 日数
初 級 I II III	漢字－5 文字語彙－5 文法－8 作文－2	4時間	144日
初 中 級	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4時間	48日
中 級 I	漢字－5 文字語彙－5 文法－6 作文－2 読解－1 聴解－1	4時間	48日

(学習の評価)

第 9 条 学習の評価は、試験成績、出席状況、生活態度等を総合して決定する。

- 2 前項の試験は、基本的に文法、文字語彙、読解、聴解、作文の各科目を評価するものとし、5段階で評価する。
A (100～80点)、B (79～60点)、C (59～40点)、D (39～20点)、E (19～)
- 3 第1項の試験は、原則筆記によるものとし、それぞれ4割以上を得点したものを合格とし、第8条に掲げたコースに添って進級させることとする。

(教職員組織)

第 10 条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校 長
- (2) 主 任 (校長が兼任できるものとする)
- (3) 教 員 22名以上 (うち専任11名以上)
- (4) 事務職員 2名以上 (うち専任2名以上)
- (5) 生活指導担当者 2名以上 (専任教職員が兼任できるものとする)

- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 主任は校長を補佐し、職員を指導する。

第 4 章 入学、休学、退学、除籍、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 1 1 条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者。
- (4) 本国において確たる経済的支援者がある者。

(入学時期)

第 1 2 条 本学への入学は年4回とし、その時期は1月・4月・7月・10月の年4回とする。ただし、既に日本在住の外国人で、合法的に入国し学校が適当と認めた場合については、随時の編入を許可することがある。

(入学手続)

第 1 3 条 本学の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 本学は前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金・授業料およびその他諸経費に必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第 1 4 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、1週間以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他

必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 1 5 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 1 6 条 校長の判断により、1ヶ月以上連絡の取れない生徒を除籍処分の対象とすることができる。

(修了・卒業の認定)

第 1 7 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、総合成績C以上かつ通算出席率90%を修め、一定の評価を受けた者に対して卒業を認定する。これに当てはまらない者が学業を終える場合は、別途定める証書または証明書を発行する。

- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対してのみ、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 1 8 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 1 9 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学、及び退学の三種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成績向上の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 2 0 条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。(消費税10%を含む)

(1) 選考料	22,000円	
(2) 入学金	66,000円	
(3) 授業料	660,000円	(初年度1年分)
(4) 施設維持費	22,000円	(初年度1年分)
(5) 教材費	33,000円	(初年度1年分)
(6) 傷害保険料	12,000円	(初年度1年分/課税対象外)
(7) 健康診断料	2,000円	(1回あたり)
(8) 行事活動費	5,000円	(初年度1年分)

2 次年度納付金については別表の通りとする。

(納入)

第 2 1 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月(の翌月)から授業料を免除することがある。

3 出身国や事情により、徴収方法を変更する場合がある。

(滞納)

第 2 2 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納入金の返還)

第 2 3 条 すでに納入した生徒納付金は、原則として返還しない。但し、在留資格認定証明書が交付されたものの、日本大使館または領事館で入国査証(ビザ)の発給が拒否された場合は、選考料、入学金、送金手数料等を差し引いた金額を返還する。

2 その他、納付金及び返還に関する規定は別に定める。

第 6 章 雑 則

(寄宿舎)

第 2 4 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 2 5 条 健康診断は、毎年 1 回別に定めるところにより実施する。
(各学期の入学者は 2 ヶ月以内に受診すること。)

(自己点検・評価)

第 2 6 条 本学は、教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を果たすために、
教育活動等の状況について自ら点検・評価することとする。

2 前項の点検・評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

3 この結果に基づき、必要性が生じた場合は学則を見直すこともある。

(細則)

第 2 7 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

追 記

1. 第一回改定 平成 0 8 年 0 8 月 0 8 日
2. 第二回改定 平成 0 9 年 0 9 月 0 1 日
3. 第三回改定 平成 1 1 年 0 5 月 0 1 日
4. 第四回改定 平成 1 3 年 0 4 月 0 1 日
5. 第五回改定 平成 1 3 年 0 9 月 0 1 日
6. 第六回改定 平成 1 6 年 1 0 月 0 1 日
7. 第七回改定 平成 1 7 年 0 4 月 0 1 日
8. 第八回改定 平成 2 1 年 0 1 月 2 0 日
9. 第九回改定 平成 2 1 年 0 7 月 2 1 日
- 1 0. 第十回改定 平成 2 7 年 0 2 月 0 1 日
- 1 1. 第十一回改定 平成 2 8 年 1 0 月 0 1 日
- 1 2. 第十二回改定 平成 2 9 年 2 月 2 7 日

- 13. 第十三回改定 平成29年3月31日
- 14. 第十四回改定 令和元年07月01日
- 15. 第十五回改定 令和五年09月30日
- 16. 第十六回改定 令和六年07月01日

別表

次年度納付金1回目（消費税10%込 単位：円）

	授業料	施設費	教材費	傷害保険	行事費	納付時期
4月生	330,000	11,000	16,500	7,200	3,000	翌年2月末
7月生	330,000	11,000	16,500	7,200	3,000	翌年5月末
10月生	330,000	11,000	16,500	7,200	3,000	翌年8月末
1月生	165,000	5,500	8,250	3,600	1,500	11月末

次年度納付金2回目（消費税10%込 単位：円）

	授業料	施設費	教材費	傷害保険	行事費	納付時期
4月生	330,000	11,000	16,500	7,200	3,000	翌年8月末
7月生	165,000	5,500	8,250	3,600	1,500	翌年11月末